

2021年4月施行!!

中小企業でも **同一労働・同一賃金** が実施

～労務トラブルを予防するために～

新型コロナウイルス感染症により感染対策と経済の両立が求められ、企業の事業活動に大きな影響がでています。一方で、2021年は働き方改革も3年目となり、いよいよ中小企業に「同一労働同一賃金」が施行されることとなります。

2020年10月には最高裁にて大阪医科薬科大学事件、メトロコマース事件、日本郵便事件に関する5件の判決が出され、正社員と有期契約社員との間に処遇差をつけることが不合理か否かについて判断がなされました。働く環境が大きく変革しようとしている状況で、労働トラブルに対し、使用者側に立って、日夜ご活躍されている岸田弁護士を講師にお招きし、「同一労働同一賃金」施行で何をすべきなのか、対応策についてわかりやすく解説します。



- ☑ 業務区分や責任の違いは明確になっていますか？
- ☑ 各種手当の性質・目的は説明できますか？
- ☑ 契約社員に退職金や賞与を支給する必要はあるのか？
- ☑ 定年後再雇用社員の職務内容と待遇はどのように決定すればよいか？

2021年 1月26日 (火) 14:00～16:00

受講方法

Webex Eventによるオンライン配信セミナー

※ Webex EventはCisco社が提供する世界で利用されているWebイベント用システムです。
パソコンやタブレットで参加の方はアプリのダウンロードをせずにご覧いただけます。
また、参加者の顔や名前は非公開のオンラインイベントで安心して参加いただけます。

**参加
無料**

対象者

経営者・管理者の皆さま

講演者

杜若(かきつばた)経営法律事務所

パートナー弁護士 **岸田 鑑彦 氏**

慶應義塾大学法学部法律学科卒業 明治大学法科大学院卒業
弁護士登録(第一東京弁護士会所属)
企業法務。特に労働事件を使用者側に立って数多く取り扱い、
労働組合などにも対応

申込方法

裏面のURLもしくはQRコードより
WEBにてお申し込みください。

【主な著作・執筆】

・労務トラブルの初動対応と解決のテクニック
・2019年5月成立のパワハラ対策法に対応! 事例で学ぶ
パワハラ防止・対応の実務解説とQ&A
他 多数

申込締切

2021年1月25日 (月)